

# <個人用 A>

## マイナンバー登録依頼書

兼 特定口座開設届出書  
兼 告知書（利子・配当・株式等の譲渡・国外送金等）  
兼 異動届出書



- 私は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第14条に基づく貴行からの個人番号の提供依頼に対し、金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務、法定調書の作成・提供事務のため、個人番号を登録します。
- 私は、国外送金等、個人番号を登録する必要のある一定の取引を貴行と行っている場合、当該取引等に関する法定書類の作成・提供事務のため、個人番号を登録します。
- 私は、届け出情報に変更がある場合、所得税法施行令第336条第3項、同令第339条第4項および第5項、同令第342条第3項、同令第348条第3項、同令第350条の3第3項、租税特別措置法施行令第25条の10の4第1項および第2項、同令第25条の13の2第1項の規定により、この旨届けます。

オーストラリア・ニュージーランド銀行 御中

\* 投資信託の口座をお持ちのお客様は冒頭に0がつきます。

ご記入日

口座番号（当行口座をお持ちでない場合は記入不要）	0							20	年	月	日
ご住所(フリガナ)											
〒 - (TEL: - - )											
お名前(フリガナ)											
個人番号***** *裏面の通り、個人番号の記載された番号確認書類と本人確認書類のコピーをご添付下さい。											
提供する個人番号は、本書と一体となる添付の個人番号カードまたは通知カード等に記載されている個人番号の通りです。											

**重要** 必ずお読み下さい

### プライバシーポリシー（マイナンバーに関連する部分を抜粋）

当行は、お客様に信頼いただき、選ばれる銀行となるため、お客様等の顧客情報の取り扱いについては業務運営上の最重要事項と位置付け、以下のとおり顧客情報保護に関する基本方針を定め、当行役員及び従業員に周知徹底を図るとともに、関係法令諸規則等及び当行の顧客情報保護に関する諸規程に従って顧客情報の適正な取り扱いを行います。

### 顧客情報を取得する目的

お客様等の顧客情報は、お客様等のお取引を安全かつ確実に進め、より良い金融商品・サービスを提供させていただくために取得するものです。そのため、お客様等に関する顧客情報は、法令で定める場合を除き、当行及び当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、以下の業務において、以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用することとし、その範囲を超えては利用いたしません。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。

<利用目的>

個人番号は、金融商品取引、生命保険契約及び国外送金取引等に関する申込・届出事務並びに法定書類作成・提出事務に限り利用いたします。

(銀行使用欄)

MKT				Ops.				MKT
受付	投信口座	Checker	JWMS 入力	Verify	投信入力	投信確認	マスキング	ID 原本確認
	有・無							Y or N *N なら郵送
MKT							Ops.	
本人確認書類			本人確認書類 番号・期限				郵便物確認	
添付コピー参照								
<input type="checkbox"/> 媒介につき郵送不要								

●マイナンバー登録の際の確認書類

番号確認書類	必要となる本人(身元)確認書類
① 個人番号(マイナンバー)カード (本人確認書類を兼ねる)	・表裏のコピーが必要)
② 個人番号(マイナンバー)通知カード ※マイナンバー通知カードは2020年5月25日以降に記載事項に変更が生じた場合は、届出に利用出来ません。 個人番号通知書も届出に利用出来ません。	顔写真あり のもの1種類 または 顔写真無 のもの2種類
③ 個人番号が記載された「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」	顔写真あり 1種類 または 顔写真無 のもの1種類 ただし「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外
<b>* 上記②③の場合の本人(身元)確認書類について</b>	
1種類で可 (顔写真あり)	運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ パスポート(2020年2月3日以前に申請分) ・ 在留カード その他法令で認められた顔写真付の公的身分証明書 ※2020年2月4日以降に申請されたパスポートには所持人記入欄がないため、本人確認書類として受け付けておりません。
2種類が必要(顔写真なし)	各種健康保険証 ・ 年金手帳 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(発行日より6ヶ月以内のもの)* 印鑑証明書(発行日より6ヶ月以内)* ・ その他法令で認められた顔写真無しの公的身分証明書

- \* 郵送でお手続きの場合、有効期限内の原本のコピーをお送りください。
- \* 住所欄に本人が住所を記載するものは、その記載がされたページを含むコピーをお送りください。
- \* 変更等により裏面に追記がある場合、裏面のコピーもお送り下さい。
- \* 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(発行日より6ヶ月以内のもの)、印鑑証明書(発行日より6ヶ月以内)につきましては写しをお送りください。(コピー不可)